



新型コロナウイルス感染症軽症者等のための 「宿泊療養施設（6施設）」の運用期間を延長します

県内の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、県内4地域に設置している宿泊療養施設の運用期間を延長します。

1 施設運用（予定）

（1）運用期間

運用期間を令和4年12月2日及び令和4年12月31日まで延長

（現在の運用期間：令和4年9月30日まで）

（2）運営方法

外部委託による運営

2 施設概要

（1）運用期間【令和4年12月2日まで】

宿泊療養施設名	受入予定（最大）	当初開設日
北信地域第2宿泊療養施設	77名程度	令和4年 8月26日

（2）運用期間【令和4年12月31日まで】

宿泊療養施設名	受入予定（最大）	当初開設日
東信地域宿泊療養施設	75名程度	令和2年 9月11日
南信地域宿泊療養施設	100名程度	令和3年 2月15日
中信地域第1宿泊療養施設	100名程度	令和2年12月12日
中信地域第2宿泊療養施設	283名程度	令和3年 9月 8日
北信地域第1宿泊療養施設	100名程度	令和2年12月26日

※具体的な施設名は非公表

信州版「新たな日常のすゝめ」

©長野県アルクマ



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

健康福祉部医療政策課（軽症者等受入調整窓口）

（課長）百瀬 秀樹

（担当）社本 雅人、和田 良仁

電話 026-235-7145（直通）

026-232-0111（代表）内線 2681

F A X 026-223-7106

E-mail iryo@pref.nagano.lg.jp